

資料3

令和2年11月17日
東京都地方独立行政法人評価委員会
公立大学分科会決定

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法について

- ・ 「東京都公立大学法人の業務実績評価方針及び評価方法」では、別表1から3で、東京都公立大学法人による自己評価及び東京都地方独立行政法人評価委員会による評価（以下「自己評価等」という。）の基準及び説明（以下「基準等」という。）を定めているが、当該基準等は目安を示したものであり、実績・成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して自己評価等を実施することとしている。
- ・ そのため、新型コロナウイルス感染症の影響（外的要因）により、予定していた事業を実施できなかった計画や令和3年度以降の事業の取組内容に影響が及ぶことが見込まれる計画については、当該計画の趣旨を踏まえた代替策等の実施状況を踏まえて自己評価等を行う。
- ・ なお、令和3年度以降の事業の取組内容への新型コロナウイルス感染症の影響の有無は、法人において事業ごとに判断する。
- ・ また、上記の取扱いを踏まえた自己評価等を適切に（遺漏なく、分かりやすく）実施するため、法人は業務実績等の報告に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響の有無を計画ごとに表示するとともに、各大学・高専及び法人の業務への影響の概要を取りまとめて報告する。